

令和5年度

神戸市立放課後児童クラブ（学童保育）入会

継続利用電子申請のご案内

▼ 概要

1. 電子申請の対象者

神戸市の学童保育を継続して利用される方（令和4年9月15日時点で入会登録をされている方）
※年度当初に入会されていても、9月15日以前に退会された方については対象外となりますので
ご了承ください。
※学童保育利用料の滞納がある方については、年度途中での退会処理を行っていることがあります。
その場合は、登録のご住所に退会の通知をお送りしております。

2. 申請方法

WEB上（e-KOBE）の入力フォームからご申請いただけます。
神戸市ホームページまたは右図のリンクよりアクセスしてください。
ご利用にあたってはe-KOBEの利用者登録が必要です。登録方法は電子申請案内チラシの裏面に
記載しています。



3. 申請期間

令和4年11月1日（火）～令和4年12月9日（金）

電子申請で不備がある場合には通知及びメールにてお知らせいたします。
なるべく上記期間に不備解消を行っていただきますようお願いいたします。

上記期間を過ぎてのご申請は、審査期間の関係上、利用希望日からご利用できない場合があります。

▼ ご用意いただく書類

必要書類	入手先
① 継続利用申請用紙	ご利用中の施設より受け取ってください。 電子申請には継続利用用紙に記載の内容が必要になりますので、紛失しないようご注意ください。 ※再発行はいたしません。
② 許可証	ご利用中の施設より受け取ってください。 施設にて入会要件との合致を確認後、許可証を交付いたします。

▼ 手続きの流れ

1. ご利用中の施設より継続利用申請用紙を受け取る。
※あらかじめご登録の情報を印字した様式を、施設宛てに送付しております。
2. 施設に在職証明書等の入会要件を満たすことがわかる書類を提出する。
3. 施設より許可証を受け取る。
→施設にて入会要件を施設にて入会要件との合致を確認後、許可証を交付いたします。
4. 継続利用申請用紙・許可証を準備の上、電子申請フォームにアクセスする。
→入力フォーム上に継続利用申請用紙の右下部に記載の番号を入力していただきますので、必ずご準備いただきますようお願いいたします。
5. フォームの項目に回答を行う。
→継続利用申請用紙からの変更がある場合は、フォーム上で変更点を入力してください。
※変更がない場合でも、本人確認等のため必須項目の入力は必要となります。
6. 申請が完了したら、市にて審査を行います。
→不備がある場合は、e-KOBE 上の通知及びメールにてお知らせいたします。
→不備項目については、フォームでの再入力をお願い致します。
→審査が完了しましたら、施設及び申請者に通知を行います。
7. 施設より入会承諾書を受け取る。
→入会承諾書を施設宛に送付いたしますので、施設から受け取ってください。

▼ 注意事項

- ・新規入会の方は、電子申請の対象外ですのでご了承ください。
- ・利用料の滞納がある方は、解消するまで入会承諾をすることができません。
- ・利用料の登録口座を変更希望の方は、口座振替依頼書を別途施設宛てご提出ください。

▼ 問い合わせ先

- **わからないことはまず、各放課後児童クラブへお問い合わせください。**
- **制度のこと、利用中お気づきのことなど**
神戸市総合コールセンター（078-333-3330）（年中無休午前 8 時～午後 9 時）
- **入会手続・利用料の減免に関すること**
神戸市行政事務センター（078-381-5533）（平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）



放課後児童クラブ（学童保育）に
関するよくある質問と回答